

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン

Access >>> <http://www.fukuoka-bma.jp>

FUKUOKA

2008 (平成20) 年
4
Vol.172

編集・発行 社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号(藤田ビル2F) TEL.092(481)0431

パートタイム労働法の改正について

協会理事

古賀 久雄

(社会保険労務士)



4月1日よりパートタイム労働法が改正されるにあたり、3月号に引き続き、改正の要点について当協会の理事でもある古賀労務経営事務所所長 古賀久雄氏より執筆いただきました。

I パートタイム労働法とは

- 1, 正式名称は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」で、平成5年6月18日法律第76号として制定され、同年12月1日より施行された法律である。
- 2, その立法の目的は（同法第1条）、パートタイム労働者が我が国の経済社会で重要な役割を果たしていることから、その適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生の充実その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、その福祉を増進することにある。
- 3, 短時間労働者とは（同法第2条）、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べ短い労働者」と定義されている。呼び方は、パートタイマー、アルバイト、嘱託、契約社員、臨時社員、準社員等となっても、上記の条件に当てはまる労働者は全て「短時間労働者」としてパート労働法の対象となる。

II 改正法（平成20年4月1日施行）の内容

- 1, パート労働者を雇い入れる際、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書等で明示することが追加して義務化された。これは、労働基準法で絶対義務とされている、これまでの「労働条件の明示義務」に上乗せする形で規定されたものである。
- 2, 雇い入れ後、労働者から求められたときには、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明することが義務化された。
- 3, パート労働者の待遇については、その働きや貢献に応じて、通常の労働者との働き方の異同を十分に考慮して均衡のとれた待遇措置を確保すること。具体的には、
 - ①職務の内容（業務の内容と責任の程度）
 - ②人材活用の仕組みや運用など
 - ③契約期間の3つの要件によって判断され、結果として、それが賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇に反映されること。当然ながら、事業主は「通常の労働者と同視すべきパート労働者」の待遇を差別的に取り扱うことが禁止されている。

4, パート労働者から通常の労働者へ転換するための措置を講じることが努力義務化された。

- ①通常の労働者を募集するとき、自社のパート労働者にも周知する。
- ②通常の労働者のポスト公募には、パートにも応募の機会を与える。
- ③パートから通常労働者へ転換するための試験制度を設ける など。

5, 事業主の義務として課せられる事項について、パート労働者から苦情の申し出を受けたときは、事業主が自主的に解決行動することが努力義務化された。併せて、都道府県労働局長の指示による調停の仕組みも用意されている。

Ⅲ 事業主はどう対応すべきか

1, この法律の対象者は、雇用期間の定めがないか、それと同様に見做される短時間の就労者であり、フルタイムでのパート労働者は対象外である。8時間労働で時間給、日給の賃金設定水準が低くても問題ない（但し、「パートタイム労働指針」の指導基準には抵触することに要注意）。

2, パート労働者との労働契約の締結の際の留意

事項

- ①有期労働契約の締結の際には、必ず契約更新の有無を明示すること。できれば、文章化しておくことが望ましい。
- ②契約更新しない場合の判断の基準を明示しておくこと。
- ③有期労働契約の雇止めに関して紛争が多発するので、契約更新の都度、雇止めについての具体的予定を明示しておくこと。
- ④パート労働者から、雇止めの理由について証明書の交付を請求された場合は、遅滞なくこれを交付しなければならないので、その対策も充分講じておくこと。

3, 通常の労働者との相違点を明確にしておくこと。

- ①夫々の業務の内容と責任の程度の異同を明確にしておくこと。業務の重要性、その成果や営業貢献度およびその評価、職務権限、業績成果責任、問題解決責任、業績期待度等の相違。
- ②人材活用の仕組みや運用などの異同の明確化。転勤の有無や範囲、出向の有無、職務内容や配転等の計画的実施の有無。
- ③通常の労働者の職務遂行に求められる全てのものと、パート労働者のそれとの相違点を逐一明確にしておくこと。

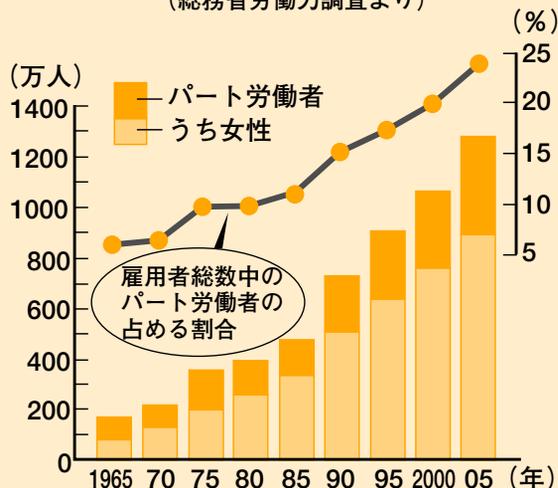
4, その他の対応すべき留意事項

- ①パートタイム労働者就業規則の見直しと改正

参考データ

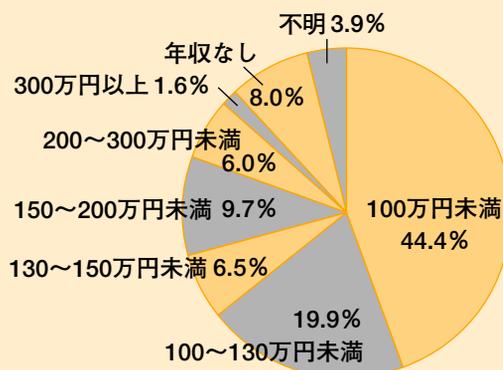
パート労働者の数

(総務省労働力調査より)



パート労働者の年収

(厚生労働省2006年度調査より)



法に合わせた改訂と変更の届出。
特に解雇（雇止め）の基準を具体的に明文化しておくこと。併せて、一般労働者の就業規則の内容点検も必要である。

- ②新しい「労働条件通知書」の作成
- ③改正パート労働指針（平成19年厚労省告示326号）の熟読玩味。
- ④パート労働者に対する健康診断や有給休暇の付与や育児・介護休業等の取扱いがきちんとされているかのチェック。
- ⑤請求されたとき、退職時の「退職証明書」の交付は、パート労働者に対してもなされているか。
- ⑥期間の定めのない雇用契約や更新により、それに準ずると見做される雇用契約のときの解雇については、新しく規定されている労働基準法第18条の2の「客観的、合理的理由と社会通念上相当」の理念に反するときは、解雇権の濫用として、解雇自体が無効となることに要注意。
- ⑦「短時間雇用管理者」は、選任されているか。
パート労働法第9条で、パート労働者を10名以上雇用している事業所については、その選任が要請されており、労働局（雇用均等室）に届け出た上で、事業場でも労働者に周知することが求められている。
- ⑧今回のパート労働法の改正を機に、去る2月24日に結成された「連合福岡パートユニオン」



の出方には、充分の注意と対応準備が必要である。ユニオンは、労組法の団交権行使を楯にとって、就業規則や労働契約の不備、職場における労働条件の不具合を徹底して突いていくことは必至だ。

- ⑨改正パート労働法の施行にあわせ、パート労働者の正社員化を進める事業主に対する「正社員化奨励金」が、昨年から一部実施されている助成措置に加えて4月1日より本格的に実施されることになっているので、検討すべきである。

問い合わせは、

■ 21世紀職業財団福岡事務所
TEL092-431-7701

または

■ 労働局助成金センター
TEL092-712-6509

「連合福岡パートユニオン」とは…

連合福岡直加盟の「連合福岡ユニオン」は、このほど非正規労働者の約7割を占めるパートタイム労働者が個人で加盟できる労組「パートユニオン」を福岡市で結成した。

「パートユニオン」は、改正パートタイム労働法の4月施行を踏まえ、弱い立場のパートが企業の枠を超えて正社員との待遇格差や、雇止めなどによる雇用不安の是正を企業に求めていくための組織だ。その具体的な活動方針として「パートユニオン」は、週37.5時間以上働くパート労働者の正社員化、細切れの雇用契約の期間延長や撤廃、時給1,000円以上などの要求を掲げている。「パートユニオン」のホームページによれば、すでに要求書を提出した分会もあるという。要求には、雇用契約期間の撤廃や時給査定基準の見直しなどハードルの高いものまである。

*

一方で、パート労働者ではないが、正社員の男女別賃金制度に対する「同一価値労働同一賃金」という考えの合理性が法廷で争われている。この考えの根底にあるのは、仕事が違って、職務の価値が同じなら同じ賃金とする国際的な原則だ。これについて東京高裁は今年1月31日、某総合商社のコース別管理（男性を全国転勤で幹部昇進のあるコース〈一般職〉と、女性を地域限定で昇進のないコース〈事務職〉）による男女賃金格差を労働基準法第4条違反とする判断を示した。

*

これからの事業主には、労働条件等の明確化や合理的な雇用条件の提示、労働環境等への十分な配慮などが求められている。

公益法人 への道 『Q&A』

公益社団法人化特別委員会

座長 金子 誠 (会長)

歳末大掃除（書き入れ時）と並ぶ業界の繁忙期である年度末契約更改業務に会員一同たいへんご腐心されたことと思います。今月はそのことと関連する活動（政治連盟事業）について次頁に掲載してもらっていますので、このコラムと合わせて読んでいただきたいと思います。このQ & Aコーナーについて、ある先輩に「小難しかあ、もっと分かり易すう説明してくれんね」と言われ、また他のある先輩には「サルでも分かるように書いてくれてありがとう（言外に馬鹿にしなさんなど不満顔）」と言われ当惑しています。しかしいずれにしても熱心に読んでいただいている証拠でもあり、勝手に我が意を得たりと自分を納得させているところです。ところで協会創設の目的は、居心地の良いサロン作りだったのでしょうか？少なくとも小職が先達の背中に見たものは世の中の不合理と闘う姿勢でした。腹が減っては戦にならぬと申します。この一年半、皆さんへ一貫してお伝えしてきたことは「同じ公益釜で炊いた飯と一緒に食おうや」というメッセージに他なりません。皆さんの「共益の保全はどうなるのか」という不安（飢餓感）に対しては、蔵米を分かち合い新たに“政連釜”で炊き出してもらおうじゃありませんか！

Q & A その14：「いよいよ公益道へ乗り入れる時が来た」と先月号で座長は言われた。この大事な分岐点に差しかかっている時だからこそ、再度改めてお尋ねする。公益社団と一般社団のメリット・デメリットを座長（会長）は、どうお考えか？」

座長信念：メリット・デメリットという視点であれば、一番分かり易いのが財務の取扱いになるでしょう。公益社団であれば、税法上の恩恵を大きく受けますし、助成金等も優遇されるでしょう。また必然的に事業の効率化と財務の安定化が促進されます。一方、一般社団になれば収益事業の所得課税など現行社団よりその縛りはきついものとなります。公益認定基準における公益社団のデメリットは事業運営の自由度の低下といえますが、座長から見て最大のリスクは公益認定が取り消されたときの財産と信用の喪失にあります。晴れて公益改革法における公益社団となっても、次の世代でその公益性が破綻してしまえば遡って座長（現会長職）の名前は協会末代までの悪名として残ることになるでしょう。そのような損得勘定の評定より公益認定の本筋はどこにあるか？・・・それは協会創設以来の社会的使命を世の中に広く明らかにし、法人の社会的存在意義を確固とすることにあります。公益法人という優位独占性を示す事により社会から得られる信用の大きさは計り知れないものがあります。協会が一般社団となり行政との直接的な関わりが年々薄れていくことを想像するとき、法人としての社会的信用をどう維持していくか、どう保全していくかという難題に突き当たります。当り前に存在する大事なものは、失ってはじめてその大切さに気付くものらしい。協会が綿々と積み上げてきた大切なものを損じるような意思決定は、時の会長には許されないということです。

県政連自立化にむけた取り組みと県協会との連携

福岡県ビルメンテナンス政治連盟理事会
中村 成典

1. 県協会公益社団法人化と 県政治連盟自立化の意義)

福岡県協会設立以後の、「県協会の地位向上、ビルメンテナンス事業の社会的評価の向上を目指す」という方針は、特にアジア太平洋博覧会以後、顕在化し、継続、発展的に推進されてきました。その点では、今回の公益社団法人化にむけた選択は、むしろ「心ならずも」行う変革というより、これまでの活動方針の「継続発展」と捉えることができます。

一方、県協会が目指す「ビルメンテナンス事業の社会的評価の向上」に向けた活動と、県政連が目指す「地元優先・最低制限価格の確立、政治的側面からの発言力強化」といった活動は相互補完関係にあり、この関係を変質させては双方の活動に不利になると考える方が多いと思います。しかし、これまでのような表裏一体型の組織から、少なくとも右手、左手の関係に離れることによって、あらたな可能性も生まれます。

それは、協会の「公益性の拡充」、政連の「会員の共益を守る」という組織性格を、今よりはっきりさせるということになりますので、むしろ、おたがいの活動領域を広げることによって、相互目的の達成強化につながると言えるからです。

2. 設立から今日までの流れ)

福岡県ビルメンテナンス政治連盟は、昭和62年11月(1987年)に設立されました。今から20年前のことです。その経緯をみると、昭和40年代から50年代にかけてのビル管法制定、その後の改正運動等の法整備にむけた全国活動があり、昭和57年の全政連の結成に続き、全政連の呼びかけに応ずるかたちで県政連が誕生しています。

当時の県の活動は、全政連を軸に中央政会に働きかけることが主体であったようですが(現在もその役割は継続している)、平成元年のアジア太平洋博覧会が、福岡におけるビルメンテナンス業に対する社会的評価を大きく変える契機となりました。これをうけ、県協会では「業界の地位向上、ビルメンテナンス業者の県内における政治的側面からの発言力を積極的に強化しよう」という機運が高まり、平成6年12月には県議会の先生方4名による顧問団がスタートしました。

ところが、翌平成7年に政治資金規正法改正、政府調達に関する協定(WTO)発効がかさなり、「地元優先・最低制限価格の確立」と言う県政連最大の活動方針は拠り所を失い、その後の県政連活動は、

会費も半減し、全政連の地区組織活動へと収縮していきます。

しかし、2001年以後の小泉改革による入札制度をはじめとした制度改革のうねりは、「地元優先・最低制限価格の確立」という活動方針の復活と「ビルメンテナンス事業者の県内における政治的側面からの発言力強化」にむけた動きを呼び覚ますことになりました。

その後、2003年の打越福岡市議会議員誕生を契機に、同年11月に福岡市議4名および、北九州市議2名による政令市議員懇談会が結成され、現在、県会議員顧問団3名、市議会議員懇談会5名を擁するに至っています。

3. 県政連自立化のための3つの課題)

自立化の第一課題は、県協会組織とのあい乗り解消です。当然、自前の組織が必要となりますので、現在の地区本部組織をベースにした支部組織を再構築する構想が提案されています。また、県協会の経営研究委員会廃止、移行にともない、その役割を包括する組織として理事会の下に政策部会を設ける案が検討されており、21年度にむけ新組織構築案が暫時検討されていくこととなります。

自立化の第二課題は、資金の問題です。現状では県政連の実質予算は年間40万円前後で、この3年間の活動に関しては、毎年70~90万円の不足(不足金は、アジア太平洋博覧会剰余金寄付金500万円等から補填)が生じています。このことは、現在の年間190万円前後(全政連ニュース購読料、月額1000円)の会費では、数年後、活動の継続が困難になることを意味しています。また、自立化をすれば、現在の3倍、年間500万円前後の資金が必要になると試算しています。しかし、現状では協会会員に会費負担増を求めることは困難であるとの認識から、現行負担総額の枠内において、県政連会費を平成6年以前の会費相当額(月額2000円)にするという方針が示されており、今後も議論、検討されていくこととなります。

自立化の第三の課題は、県政連活動への会員間の認識劣化がかなり進行してしまっていることです。これは、平成7年の政治資金規制法や活動方針の変化とその後の活動収縮が強く影響していると思われる。これに対しては、設立の時点に立ちもどって、県政連活動の目的、意義を論議する必要があるとの見解が寄せられており、政連としてもタウンミーティング的な地区会合を昨年から実施するなど、広く理解を求めて行く方針です。

第83回運営委員会報告

日時 平成20年2月21日(木)13:30～16:30
 場所 県協会事務局会議室
 出席者 金子、古賀、松岡、松延、藤、梶山、西田、末吉
 各理事
 西村(象)、野形、峯、仲前、渡辺、後藤 各委員
 白水監事 芳村事務局長、三浦

協議に入る前に、各委員会の場で金子会長が行った全協の動向についての確認を含めて説明が行われた。
 また、末吉相談役より次のように説明があった。
 ①地方は地方で自立していかなければならない。
 ②各県協会の共通項(清掃業務)は有るが、全てが同じではなく、質も違う。
 ③福岡県協会においても、今までと質・価値観が変わることが求められている。

協議事項

1.平成19年度事業の確認について(西田)
 予算管理月報により1月末日現在の事業執行状況の確認を行なった。また、組織強化特別事業についても、1月末日現在までの実行状況と残りの事業について確認を行った。

2.平成20年度の公益目的事業推進について(西田)
 県行政「勉強会」の方針の説明について(金子)
 各委員会において検討を行なった公益事業推進計画の確認を行った。

3.平成20年度組織案及び予算案について(西田)
 次のように、会費及び政治連盟広報誌購読料の改正についての提案が出され、提案通り了承し、理事会に上程することとした。
 協会費 【現状】12,000円⇒【改正後】11,000円
 政連広報誌購読料 【現状】1,000円⇒【改正後】2,000円
 定款施行細則の変更を伴うが、20年度より経営研究委員会を廃止し、政治連盟で活動する方向で進めることとした。

末吉相談役より、警備部会が「なぜ」労働福祉委員会の下にあるのかとの質問があり、当協会で行えるのは警備部会の活動「施設警備における資格取得のための講習」ではないかと思われるので、教育研修委員会の下に付けた方が良いと思うとの意見が出された。

古賀副会長より、教育研修委員会の名称について次のような提案が出たので、議論を行ったが結果には至らず、今後、更に検討して行くこととした。
 【現状】教育研修委員会 ⇒【提案】教育研修部会
 【現状】環境管理部会 ⇒【提案】環境管理委員会
 委員会費算出において、委員会構成人数については10～15名程度とし、福岡地区会員にも交通費を支給することで予算案を作成することとした。

各委員会委員選考については、現在の運営委員選考委員会に各地区より選出してもらう方向で検討することとした。
 末吉相談役より、委員会のメンバーについては協会員として理事が委員長を勤め、理事会・委員会において協会運営の方向性を示し、部会(専門部会)は門戸を広げ外部からの参加をしやすくし外部からの情報収集を行ったり、研究開発等を活発に行い会員へフィードバックを行うことにより活性化が図れると思うとの意見が出された。また、部会については、細かく規約を作る必要があるとの意見も出た。

現在、労働対策委員会が主管している労働安全に関する講習会の取扱については、平成20年度は今まで通り労働対策委員会が主管し、平成21年度以降の主管委員会については再度検討する。

4.平成20年度通常総会の開催要領について(西田)
 開催日については提案通り5月27日(火)福岡サンパレスホテル&ホールにて開催することとした。

5.3月の運営委員会及び理事会の開催について(西田)
 開催日は3月11日(火)とし、時間については次の通りとした。
 ①第16回公益社団法人化特別委員会 10:30～

②第84回運営委員会 14:30～
 ③第334回理事会 16:30～

6.平成20年度各種表彰被表彰候補者の推薦について(藤)
 厚生労働大臣表彰 松延 洋一(54)
 【表彰規定基準日時点】(理事歴10年10ヶ月・知事表彰)
 知事感謝状 藤 甲子郎(59)
 【表彰規定基準日時点】(理事歴5年)
 知事感謝状 芳村吉之助(73)
 【表彰規定基準日時点】(事務局長歴13年・専務理事歴7年)
 提案通り上記3名を推薦することに了承し、理事会へ上程することとした。

7.県協会指導員の追加について(松岡)
 宿里明幸(29)西日本美装工業(株) 業務主任
 提案通り上記の者の追加を了承し、理事会へ上程することとした。

8.平成19年度「博多高等学園」第2回卒業式の対応について(芳村)
 松岡副会長が出席することで対応することとした。また、祝電を打つこととした。

9.「快適な暮らしのガイドライン」のリーフレットの取扱について(芳村)
 会員への配付にて対応

10.「そらくんのビルたんけん」の配付の対応について(芳村)
 会員への配付にて対応

11.その他
 大阪ビルメンテナンス協会副会長梶山高志氏の旭日双光章受賞祝賀会の対応について(芳村)
 金子会長が出席することとした。
 (有中)日本ダクトクリーニング協会主催「建築物環境衛生セミナー」の後援について(芳村)【事後】
 後援について了承した。

報告事項

.平成20年賀詞交歓会収支報告(西村)
 内容は「ビルメンFUKUOKA」2月号に掲載
 招待者 22名 有料参加者 207名 計 229名
 収入合計 1,595千円 支出合計 1,591千円
 差引予算使用残 4千円
 .平成19年度経営者セミナー収支報告(梶山)
 内容は「ビルメンFUKUOKA」3月号に掲載
 協会役委員 5名 有料参加者 31名 計 36名
 収入合計 62千円 支出合計 71千円
 差引予算使用残 ▲9千円

.九州ビルメンテナンス協会及び九州地区本部会議報告(古賀)
 九州ビルメンテナンス協会留保金約5,000万円のうち2,500万円の使用用途について検討中。
 上記、2,500万円の取扱について福岡県協会としての意見の集約を行い、4月の九州協会の理事会へ福岡県の意見を出す必要がある。

.全国ビルメンテナンス協会平成19年度収支改善対策会議報告(松延)
 各地区協会への労働安全衛生大会に対しての補助金の交付報告
 収支目標100%を目指すのではなく、事故「ゼロ」目指して、収支改善対策を行って欲しい。
 収支収納率、労働災害等の集計を行う場合、下記のように統一する。
 【現在】1月～12月 ⇒ 【今後】4月～3月

各委員会報告

1.第15回公益社団法人化特別委員会
 開催日 平成20年2月4日(月)
 出席者 14名
 議題 1.協会組織案について
 2.平成19年度決算予測及び20年度予算案について
 3.その他

- 2.労働対策委員会
開催日 平成20年2月15日(金)
出席者 10名
議題 1. 公益法人社団化に向けての対応について
2. 平成20年度事業計画及び予算案について
3. その他
- 2.事業委員会
開催日 平成20年2月18日(月)
出席者 14名
議題 1. 指導員の追加について
2. 公益法人社団化に向けての対応について
3. 平成20年度事業計画及び予算案作成について
4. 厚生広報委員会
開催日 平成20年2月19日(火)

- 出席者 13名
議題 1. 平成20年度事業計画及び予算案について
2. 平成20年賀詞交歓会結果報告
3. 平成19年度活動報告
4. 平成20年度各種表彰被表彰者推薦の件
5. 経営研究委員会
開催日 平成20年2月20日(水)
出席者 10名
議題 1. 公益委社団法人化に向けての組織改革の一環としての当委員会の在り方について
2. 平成20年度事業計画及び予算案について
3. 経営者セミナー結果報告
4. 平成19年度活動報告

第84回運営委員会報告

日時 平成20年3月11日(火)14:30～16:30

場所 県協会事務局会議室

出席者

金子、古賀、松岡、松延、藤、梶山、西田、青木 各理事
西村(象)、峯、仲前、渡辺、後藤 各委員
重藤・白水両監事 芳村事務局長、三浦

協議事項

1. 新入会員入会資格審査について(西田)

入会希望事業所

有限会社 樋口商会 代表取締役 樋口健二
推薦会員 (株) 旭商会
(株) 福岡ビル開発 (福岡地区)

有限会社 総合メンテナンスサービス
代表取締役 川添良一
推薦会員 (株) 旭商会

(株) 西村成美産業 (筑前筑後地区)
上記事業所の入会について了承し、理事会へ上程することとした。

2. 協会組織変更とそれに伴う定款施行細則の改正について(西田)

第14条第3項2行目を下記の通り訂正し、そのほかは了承の上、理事会へ上程することとした。

【案】最低1名は ⇒ 【訂正】1名以上

3. 平成20年度予算案について(西田)

再度シミュレーションを行い次回の再審議とした。

4. 旅費規程の改正について(西田)

再度シミュレーションを行い次回の再審議とした。

5. 協会費の改正について(西田)

再度シミュレーションを行い次回の再審議とした。

6. 小宮アドバイザーの顧問期間の更新について(西田)

更新について了承し、理事会へ上程することとした。

7. 全国公益法人協会準会員の継続の可否について(西田)

継続について了承した。

8. 福岡ガラス外装クリーニング協会 安全大会講師派遣について(松延)

松延労働対策委員長の派遣について了承した。

9. 平成20年度 各種表彰被表彰候補者の追加推薦について(藤)

会長表彰(第10回全国ビルクリーニング競技会出場)

野村 悟史 (株)朝日ビルメンテナンス
千葉県知事賞受賞

永田 仁美 (株)ジェイール西日本福岡メンテナンス

建築物管理訓練センター理事長賞受賞

上記2名の追加推薦に了承し、理事会へ上程することとした。

10. 狩野伸彌氏の旭日中経章受章記念祝賀会の対応について(芳村)

会長が出席で対応することとした。また、会費の記載が無いため、お祝いとして相当額(2万円)を準備持参することとした。

11. 月刊誌「月刊 指定管理者」の継続の可否について(芳村)

平成20年度組織案において、経営研究委員会廃止することとしているため、協会としては継続しないこととした。

12. 九州協会次年度計画に関する検討について(松岡)

●全協の公益法人化に向けての進捗状況を見ながら、地区本部の運営資金の確保できるかの状況がわかるまで、留保しておく方が良いのでは。

●会費を下げた運営が可能かのシミュレーションをしてみる必要がある。

●研修事業の強化を考えては如何か。

13. その他

①全協文書の会員周知のための配付について

a. WTO政府調達協定の新たな適用基準額の告示について

b. 産業医制度及び地域産業保健センター事業の周知・協力のお願について

上記、2件の文書について、定期文書送付時に会員各位へ配付することとした。

報告事項

平成19年度研修運営会議報告【TV会議】(松岡)

3月4日(火)全国協会主催にて47都道府県協会、9地区本部を繋いでのTV会議が開催された。全国ネットによる会議は今回が初めてであり、操作方法の徹底が出来ていないため、TV放送的な全協からの一方的に話す会議となった。

また、全協主催会議終了後、九州地区本部主催で九州のみのTV会議を行い、今回の会議内容の確認を行った。

各委員会報告

1. 総務財政委員会

開催日 平成20年2月22日(金)

出席者 13名

- 議題 1. 新入会員の入会資格審査について
2. 公益法人化へ向けての組織改革について(公益法人化作業の経過報告)
3. 定款施行細則の改正について

4. 旅費規程の改正について～開催地市内会員に対する取扱
 5. 平成20年度予算案について
1. 第16回公益社団法人化特別委員会
開催日 平成20年3月11日(火)
出席者 10名
議題 1. 座長報告
2. 2/27開催 全協「公益改革特別委員会」進捗状況
3. 総務財政委員会による平成20年度公益化推進事業計画案(予算措置)
4. 各委員会 平成20年度 公益目的事業推進案
1. テキスト作成ワーキング会議
開催日 平成20年3月5日(水)

- 出席者 6名
議題 1. 清掃作業従事者研修指導者講習会及び清掃作業従事者研修(集合教育)のカリキュラムについて
2. 議題1に係るテキスト及び資料の選定・作成について
1. 知事登録相談室 相談員打合せ会議
開催日 平成20年3月7日(金)
出席者 7名
議題 1. 水質検査項目について
2. 指導要領の確認及び調整について 最低年2回、3・9月に実施し統一性の確保を図る。連絡簿の設置
3. 建築物環境衛生一般管理業(旧6号)登録事業所の対応について 3月も相談を実施

第334回理事会報告は紙面の都合により次号に掲載します。

NEWS

第17回世界ビルメンメンテナンス大会
in アルゼンチン/ブエノスアイレス
2008年10月26日～29日

参加費用などの正式な募集案内は4月下旬を予定しています。今しばらくお待ちください。

我が社のホープ

(株) 美光 大岩 哲也 さん



年齢/29歳 趣味/スポーツ観戦
勤務年齢/2年3ヶ月 特技/大食い・早食い
モットー/第一印象を大切に

★上司からの一言

「FUJIWARAの原西」と「渡部篤郎」を足して2で割ったような、2.5枚目の大岩くんです。社内でも明るく元気なボケを信条に活躍しています。見た目は裏腹に、やさしい心を持った人間で、スタッフからお客様からも信頼を得ています。赤丸急上昇中の大岩くんの、更なる活躍に期待しています。

会員に関する各種変更のお知らせ

東京美装興行株式会社

変更事項 協会担当者

変更日 平成20年2月

【新】所長 小林 史歩

【旧】所長代理 永井 一雄

新入会員紹介

有限会社 総合メンテナンスサービス



代表者 代表取締役 川添良一
協会担当者 代表取締役 川添良一
所在地 大野城市中央2丁目1番6号
電話番号 092-573-7347
FAX番号 092-584-0015
資本金 600万円
入会年月 平成20年4月
推薦者 (株) 旭商会
(株) 西村成美産業

有限会社 樋口商会



代表者 代表取締役 樋口健二
協会担当者 代表取締役 樋口健二
所在地 福岡市城南区神松寺1丁目18-18
電話番号 092-865-4325
FAX番号 092-865-4338
資本金 1,000万円
入会年月 平成20年4月
推薦者 (株) 旭商会
(株) 福岡ビル開発

4月 行事予定表

| | | | |
|----|---|-------------------------|--|
| 8 | 火 | 10:00 | 緊急 第85回運営委員会 (終日) |
| 14 | 月 | 14:00 | 各県協会労働対策委員長・九州協会労働対策委員長合同会議 TV会議 於: 各県協会事務局・九州地区本部 |
| 17 | 木 | 13:00 15:00 | 総務財政委員会 都市ビル環境の日委員会 |
| 23 | 水 | 10:30 13:00 15:00 | 第17回公益社団法人化特別委員会 第86回運営委員会 第335回理事会 |
| 24 | 木 | | 九州地区本部会議 九州ビルメンメンテナンス協会理事会 24日～25日 於: ホテルニューオオタニ熊本 |

毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。毎月10日は災害発生報告書提出締切日です。